

個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

納期限は12月2日(月)

8月中旬に県から送付した納付書で納期限までに納付してください。

※納付書を紛失された方はお問い合わせ先へ

問知多県税事務所

県民税・事業税グループ

☎0569(89)8174



緊急地震速報の訓練放送

町内14か所に設置してある屋外拡声器のほか、同報無線戸別受信機や防災ラジオから、訓練放送が流れます。

●とき 11月5日(火)

午前10時頃～

●シェイクアウト訓練

訓練放送を聞いた際には、シェイクアウト訓練(しせいをひくく、あたまをまもり、じっとしたまま1分間)を実施してみましょう!

問防災危機管理課

内線348



緊急地震速報が聞こえたら!



シェイクアウト訓練

11月30日(土)は「年金の日」

厚生労働省では「国民ひとり1人が「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として11月30日を「年金の日」としています。自分の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

●「ねんきんネット」は
わかること

パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録や年金見込額を確認できるほか、様々な機能が利用できます。

- ・ 将来の年金見込額の試算
- ・ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・ 受給に関する各種通知書の確認 など

●利用方法

- ・ マイナポータルからログイン(マイナンバーカードが必要)
- ・ 日本年金機構のホームページからログイン(アクセスキーと基礎年金番号が必要)

※詳細は日本年金機構(ねんきんネット)ホームページへ

☎0569(21)2375

問半田年金事務所



国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。大切に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

●発送時期・対象

- ① 10月下旬～11月上旬にかけて順次発送
- ② 令和7年2月上旬

●対象

令和6年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方

●控除の対象

令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。家族(配偶者や子どもなど)の国民年金保険料を支払っている場合は、自身

の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

●保険料は

忘れずに納めましょう

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万が一のときにも心強い味方となる制度です。

問ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

※050から始まる電話の場合 ☎03(6630)2525

▼受付時間

- ・ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- ・ 第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日除く)、12月29日～1月3日は利用不可



忘れずに申請を！ 離婚時の年金分割制度



離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができま

■請求期限に注意！

離婚をした日の翌日から2年

※請求期限を超過すると請求不可

■分割方法は2種類

(1) 合意分割

離婚等をして、条件①②に該当した場合、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

①婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること。

②当事者の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと。(合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、

裁判所が按分割合を定めることが可能)

※合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされ

ます。

(2) 3号分割

離婚等をして、次の条件に該当した場合、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

婚姻期間中に平成20年4月1日以後、国民年金の第3号被保険者期間があること。

※「3号分割制度」は、当事者の合意は必要ありません。

ん。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は「3号分割」請求は認められません。

■年金分割の話し合いに必要な情報通知書(分割の対象となる期間等記載)

事前に請求することができます。年金分割のための情報提供請求書を請求者の住所地を管轄する年金事務所に提出すると通知書を受け取ることができます。

■当事者の一方がお亡くなりになっている場合

情報通知書の請求ができない、相手側が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求できない場合があるため、速やかに問い合わせ先へ

問半田年金事務所

☎0569(21)2375

「エコモビ実践キャンペーン2024」 参加企業団体等募集中！



県では、「エコモビリティライフ(エコモビ*)」推進の取組みとして、県内の企業・団体等を対象に、期間中にエコ通勤などに取り組む「エコモビ実践キャンペーン」を実施します。

*エコモビ：車と公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分けるライフスタイルのこと

●実施期間

11月14日(金)～12月13日(金)
※12月4日(金)は県内一斉

「エコ通勤デー」

●内容

県内一斉「エコ通勤デー」への参加、エコ通勤の推進、環境に配慮した自動車利用等の推進など

※詳細や参加登録などは「エコモビ」ホームページへ

問愛知県都市・

交通局交通対策課

☎052(954)6125

都市計画の変更



東浦石浜工業用地地区に

ついて、所定の手続きを経て8月30日に告示し、①②の都市計画を決定しました。

①知多都市計画区域区分(愛知県決定)

②知多都市計画用途地域(東浦町決定)

●概要の閲覧場所・問い合わせ

問い合わせ

①愛知県都市計画課

☎052(954)6515

②役場都市計画課

内線334

11月9日～15日は
秋の火災予防運動

令和6年度

全国統一防火標語

「守りたい

未来があるから

火の用心」

空気が乾燥して火災が発生しやすい季節を迎え、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災は一人ひとりの心がけで防ごうことができます。大切な命、財産を守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防ぎましょう。



■住宅防火いのちを守る10のポイント

少しの油断から火災は発生します。火気の取扱いには、十分注意してください。



●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し寝具、衣類、カーテンは、防火用品を使用する。

④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■放火火災を防止するために

放火火災は、全国的にも常に火災原因の上位となっています。

●放火されない環境づくり

- ①家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ②センサー付き照明器具などの外灯をつけ、明るくする。
- ③物置や車庫には鍵をかけ、車などのカバーは防火製にする。



品を使用する。

④共同住宅の廊下や階段には物を置かない。

⑤ごみは決められた日の朝に出す。

■住宅用火災警報器

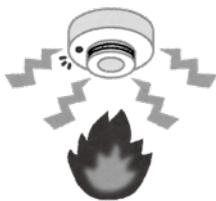
住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせてくれる機器です。きちんと作動するように、日ごろの維持管理が大切です。定期的に作動確認をしましょう。

●作動確認方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

●機器本体の寿命に注意

住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換しましょう。



■告知多中部広域事務組合

消防本部 予防課

☎0569(21)1491

第3回
ひとり親家庭等
就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

●とき

令和7年1月～3月

※内容により日程が異なる

●ところ

名古屋市、一宮市、豊橋市

●内容

仕事に役立つパソコン、調剤薬局事務、福祉用具専門相談員

●対象

県内在住の寡婦、母子家庭の母など

●受講料 無料

●その他

教材費と交通費は自己負担

●申込み

11月18日同までに申込書を問い合わせ先へ

※募集要領と申込書は児童課で配布

■児童課

内線140



廃棄物を焼却することは 法律で禁止されています



廃棄物の焼却は、煙やニオイが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生することがあるため、法律で禁止されています。

なお、例外として焼き畑・畔あぜの草など、農業を営むためにやむを得ない野焼きなどは認められています。ただし、周辺住民から苦情があれば、指導の対象となります。

農業を営むための野焼きを行う場合は、周りの迷惑にならないよう、①～⑤に

注意して実施してください。

① 焼却時間が短時間(30分程度)で終わる程度の少量にとどめる。

② 風向きや強さ、時間帯(洗濯物を干していない時間帯など)を考慮する。

③ 焼却する雑草などが濡れていると煙が多く発生するため、よく乾かしてから焼却を行う。

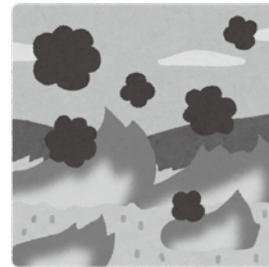
④ 野焼きをしている間は、その場を離れない。

⑤ 野焼きをする前に周辺住民に連絡するなど、理解を得て迷惑にならないよ

うに配慮する。

※農業を営むためでも、ビニール類、プラスチック類、ゴム類の野焼きは禁止されています。

環境課 内線282



東浦町フォーラム

～市民向け成年後見制度啓発フォーラム～



成年後見制度をクイズ形式で分かりやすく学びましょう。

●成年後見制度とは

認知症の高齢者、また知的障がいや精神障がい

断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

●とき

12月15日(日)
午後1時30分～4時30分

●ところ

文化センター

●定員 100名

●参加費 無料

●申込み

12月6日(金)までに問い合わせ先へ

●告知多地域

権利擁護支援センター

☎(39)3770
☎(39)3774

町選挙管理委員・補充員決まる！



令和6年第3回町議会定例会で、選挙管理委員および補充員の選挙が行われました。

また、10月25日(金)に開催された選挙管理委員会で、委員長および同職務代理者が決まりました。任期は10月25日から4年間です。(敬称略)

●選挙管理委員

・委員長

坂川 勇(緒川新田)

・委員長職務代理者

水野 伊都子(藤江)

・委員 久米 孝(緒川)

・委員 大木 浩子(生路)

●選挙管理委員補充員

・野村 清高(緒川)

・野村 雅廣(緒川新田)

・榊原 和夫(石浜)

・大西 美音(森岡)

町選挙管理委員会事務局
(総務課内) 内線245



水野 伊都子さん



坂川 勇さん



大木 浩子さん



久米 孝さん